

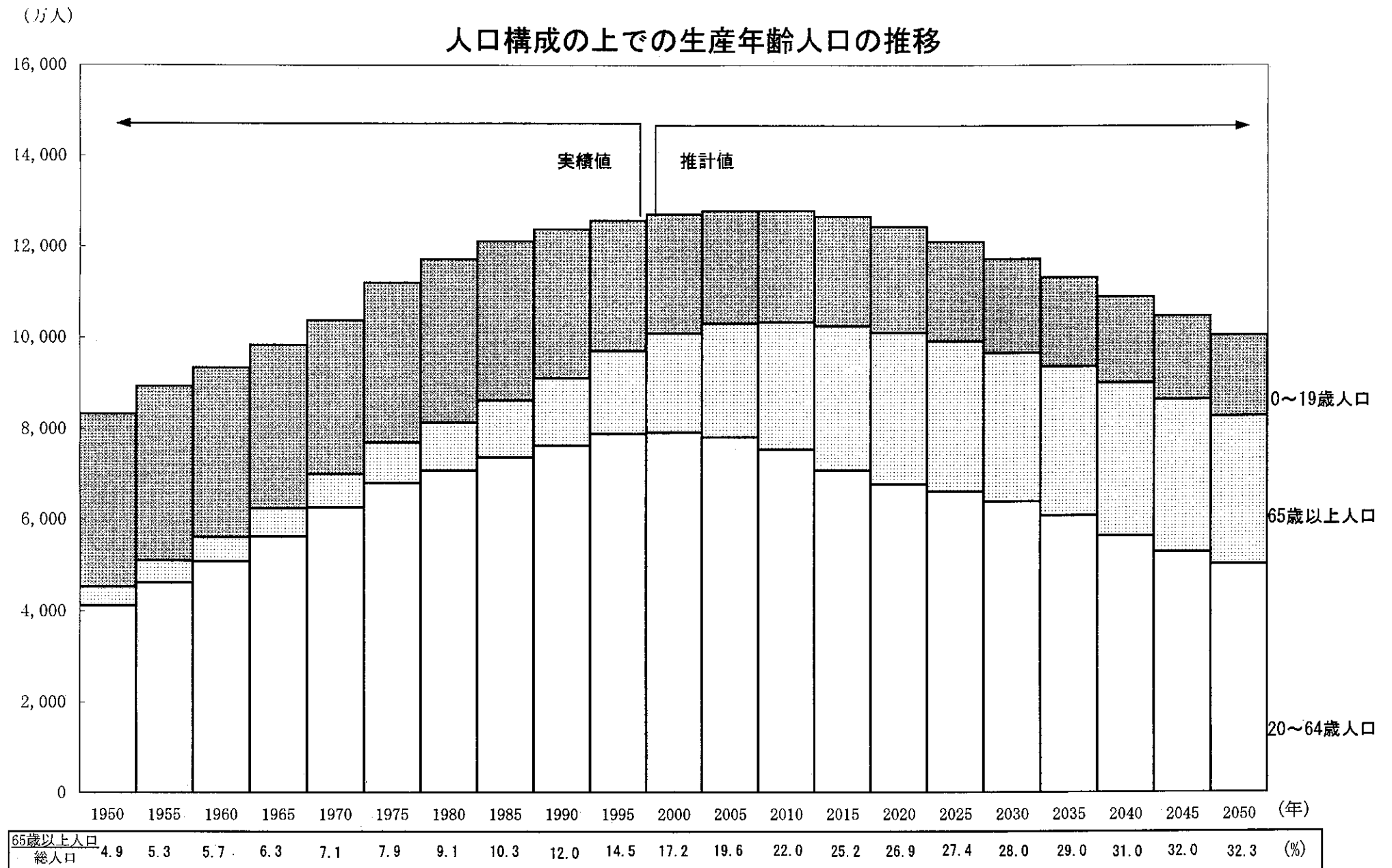
各種所得控除の適用状況（平成9年分）

	適用人員（千人）			控除総額（億円）		
	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計
雑損控除		5	5		38	38
医療費控除		1,090	1,090		2,456	2,456
社会保険料控除	34,852	7,508	42,361	176,012	34,813	210,826
小規模企業共済等掛金控除	381	657	1,038	1,548	2,719	4,268
生命保険料控除	31,859	8,446	40,304	18,683	4,095	22,778
一般	(30,870)	7,083	(37,953)	(14,932)	3,458	(18,390)
個人年金	(6,698)	1,362	(8,061)	(3,162)	637	(3,800)
損害保険料控除	16,014	5,153	21,167	977	422	1,400
寄付金控除		109	109		366	366

（注） 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。

2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものである。

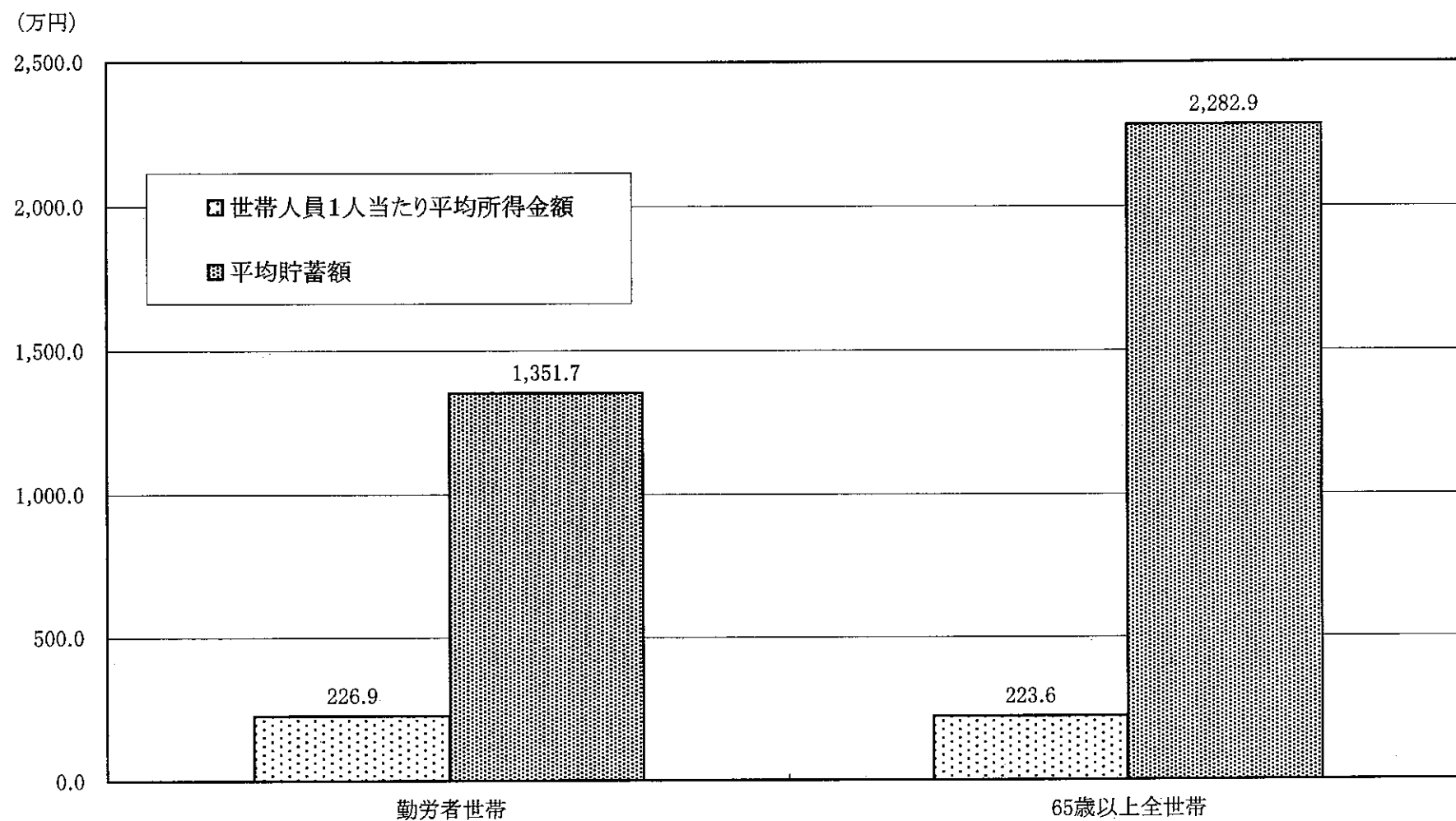
3. 数字はすべて納税者ベースであるため、非納税者及び還付申告書を提出した事業所得者等は含んでいない。



(備考) 1. 「日本の統計1999」(総務庁統計局)、「日本の将来推計人口」(平成9年1月推計、国立社会保障・人口問題研究所)により作成。

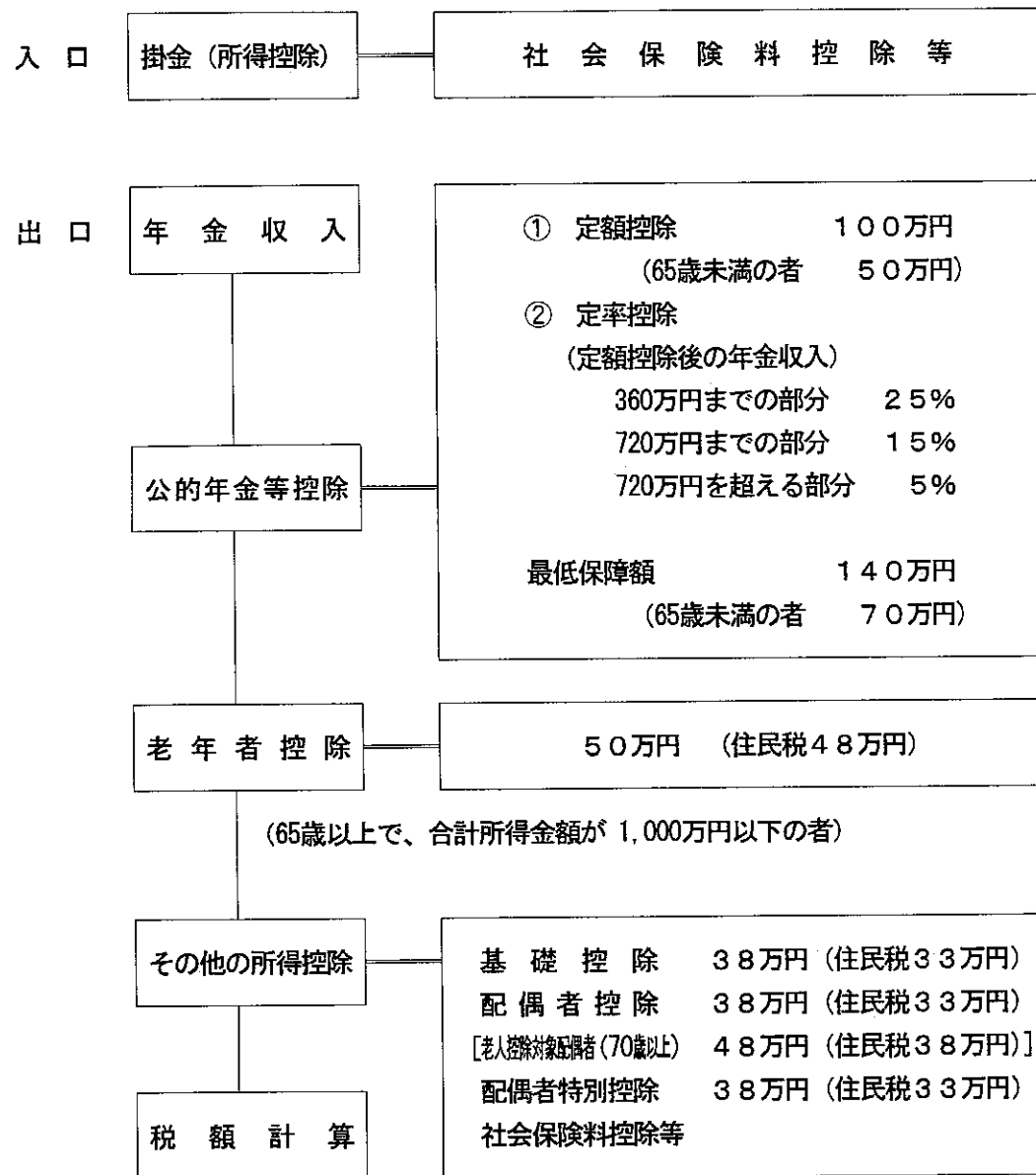
2. 推計値は中位推計の値。

勤労者・65歳以上世帯の1人当たり平均所得金額と貯蓄額



(資料) 総務庁「貯蓄動向調査報告(平成10年)」により作成。

公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,342千円	3,346千円	3,488千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,110千円	2,137千円	2,279千円
給与所得者	1,107千円	2,095千円	

公的年金の受給額等

(平成10年3月末現在)

区 分	平均年金月額	受給権者数	被保険者（適用者）数	保険料（率）
国 民 年 金	[老齢基礎年金等] 4. 7 万円	[老齢基礎年金等] 1, 8 3 0 万人	[第1号被保険者] 1, 9 5 9 万人 [第2号被保険者] 3, 8 8 1 万人 [第3号被保険者] 1, 1 9 5 万人 計 7, 0 3 4 万人	[平成11年4月現在] 1 3, 3 0 0 円
厚 生 年 金	[老齢（退職）年金] 1 7. 2 万円	[老齢（退職）年金] 7 8 2 万人	[適用者] 3, 3 4 7 万人	[平成11年4月現在] 1 7. 3 5 %

- (注) 1 「国民年金」の受給権者数は、老齢基礎年金受給権者、昭和60年改正前の旧国民年金法による老齢年金受給権者及び昭和60年改正前の旧被用者年金制度の65歳以上の老齢（退職）年金受給権者等の合計である。
- 2 「国民年金」の平均年金月額は、老齢基礎年金受給権者と昭和60年改正前の旧国民年金法による老齢年金受給権者のもの。
- 3 「厚生年金」の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される受給権者の分を含む。
- 4 「厚生年金」の平均年金月額は老齢基礎年金を含む。
- 5 「厚生年金」の保険料率は標準報酬ベースであり、これを本人と事業主で折半する。

[参考] サラリーマンの標準的な年金額（夫婦2人、40年加入、妻専業主婦の場合）

24. 2万円（報酬比例部分10.8万円、基礎年金（2人分）13.4万円）

(注) なお、現在、年金改正案が国会に上程中である

(備考) 厚生省年金局「21世紀の年金を構築する」より作成

公的年金等受給者の課税最低限の内訳（夫婦世帯の場合） [所得税]

(1) 65歳以上の公的年金等受給者で配偶者が老人控除対象配偶者に該当しない場合

公 的 年 金 等 控 除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	老 年 者 控 除
(1,586千円)	(120千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(500千円)
公的年金等収入 3,346 千円					

(2) 65歳以上の公的年金等受給者で配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合

公 的 年 金 等 控 除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	老 年 者 控 除
(1,622千円)	(126千円)	(380千円)	(480千円)	(380千円)	(500千円)
公的年金等収入 3,488 千円					

(参考) 給与所得者の課税最低限の内訳（夫婦世帯の場合） [所得税]

給 与 所 得 控 除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 控 除
(808千円)	(147千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)
給与収入 2,095 千円				

社会保険料控除の概要等

○ 制度の概要

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

【昭和27年創設】

○ 控除対象とされる社会保険料の範囲

イ 健康保険の保険料

ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

ハ 介護保険の保険料

ニ 雇用保険の保険料

ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金

ヘ 農業者年金の保険料

ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金

チ 船員保険の保険料

リ 国家公務員共済組合の掛金

ヌ 地方公務員等共済組合の掛金

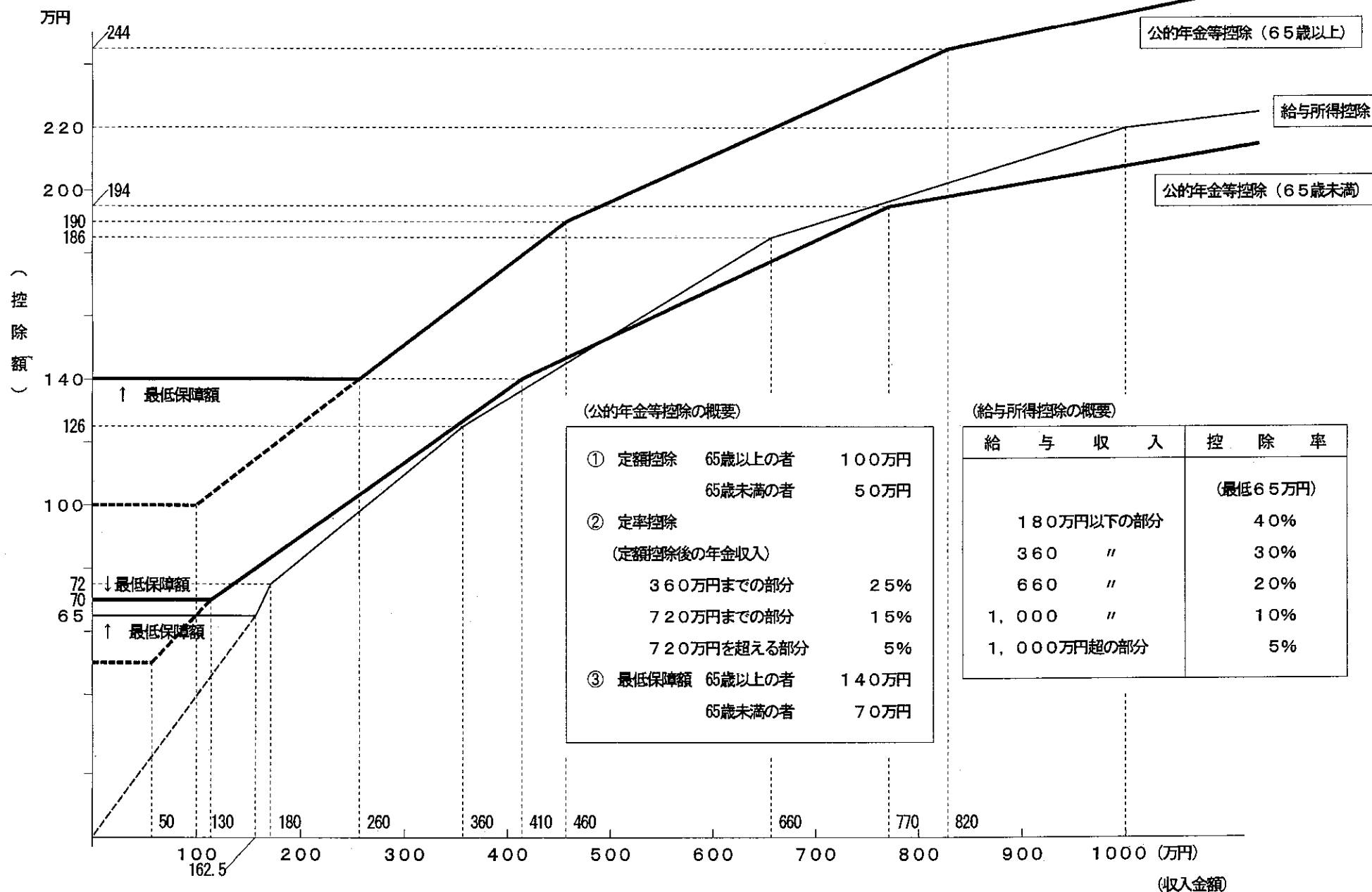
ル 私立学校教職員共済制度の掛金

ヲ 農林漁業団体職員共済組合の掛金

ワ 国会議員互助年金の納付金

等

公的年金等控除と給与所得控除 (収入金額に応じた控除額)



年 金 課 税 の 推 移

給与所得として課税	【～昭和62年分】
老年者年金特別控除 (65歳以上)	78万円
給与所得控除	(老年者年金特別控除後の年金収入) 165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5% 最低保障額 57万円

雑所得として課税	【昭和63年分～平成元年分】	【平成2年分以降（現行）】
公的年金等控除	① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)

老年者控除

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、50万円を「老年者控除」として所得控除できる。

【昭和26年創設】

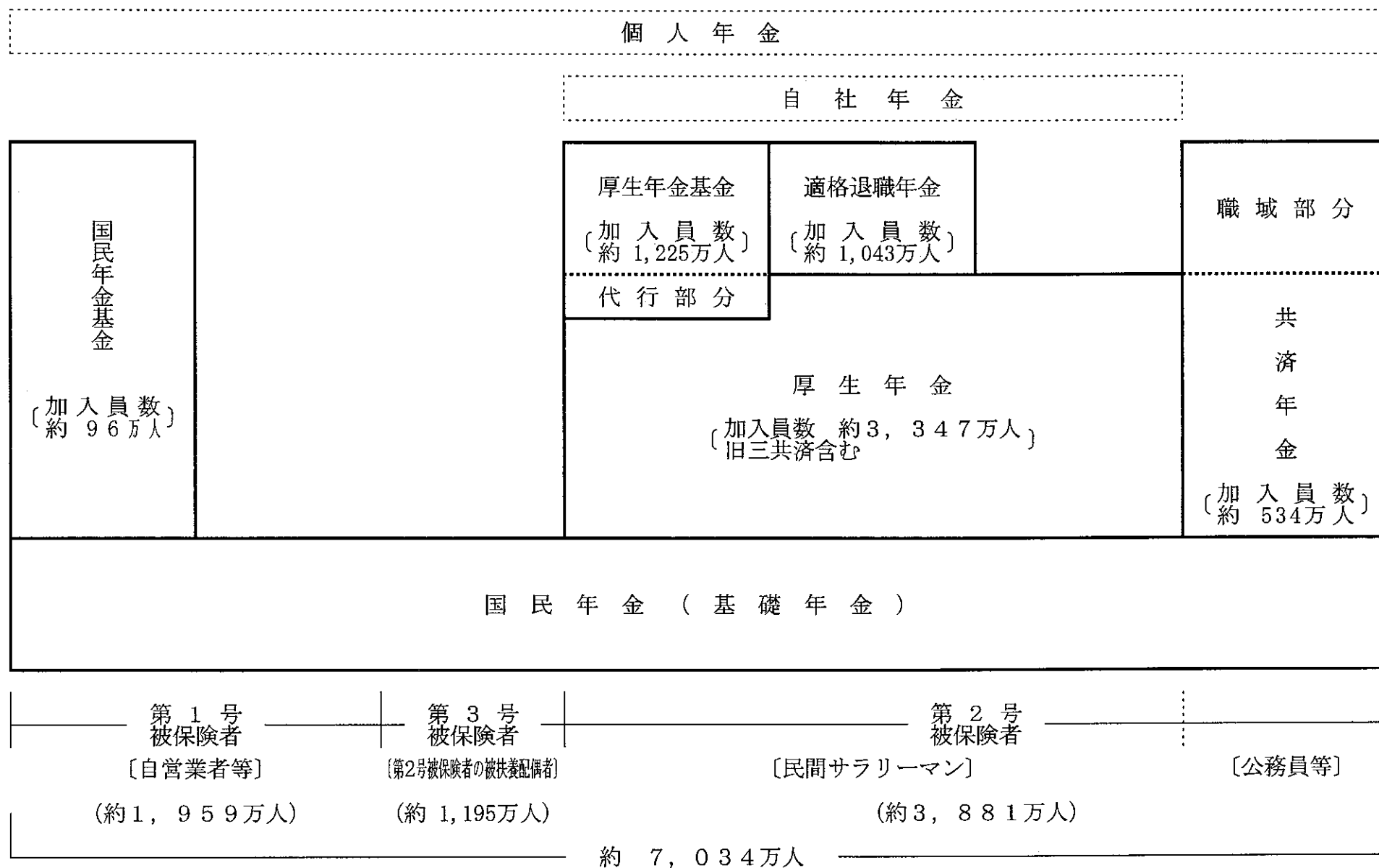
(注) 老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の適用状況の推移

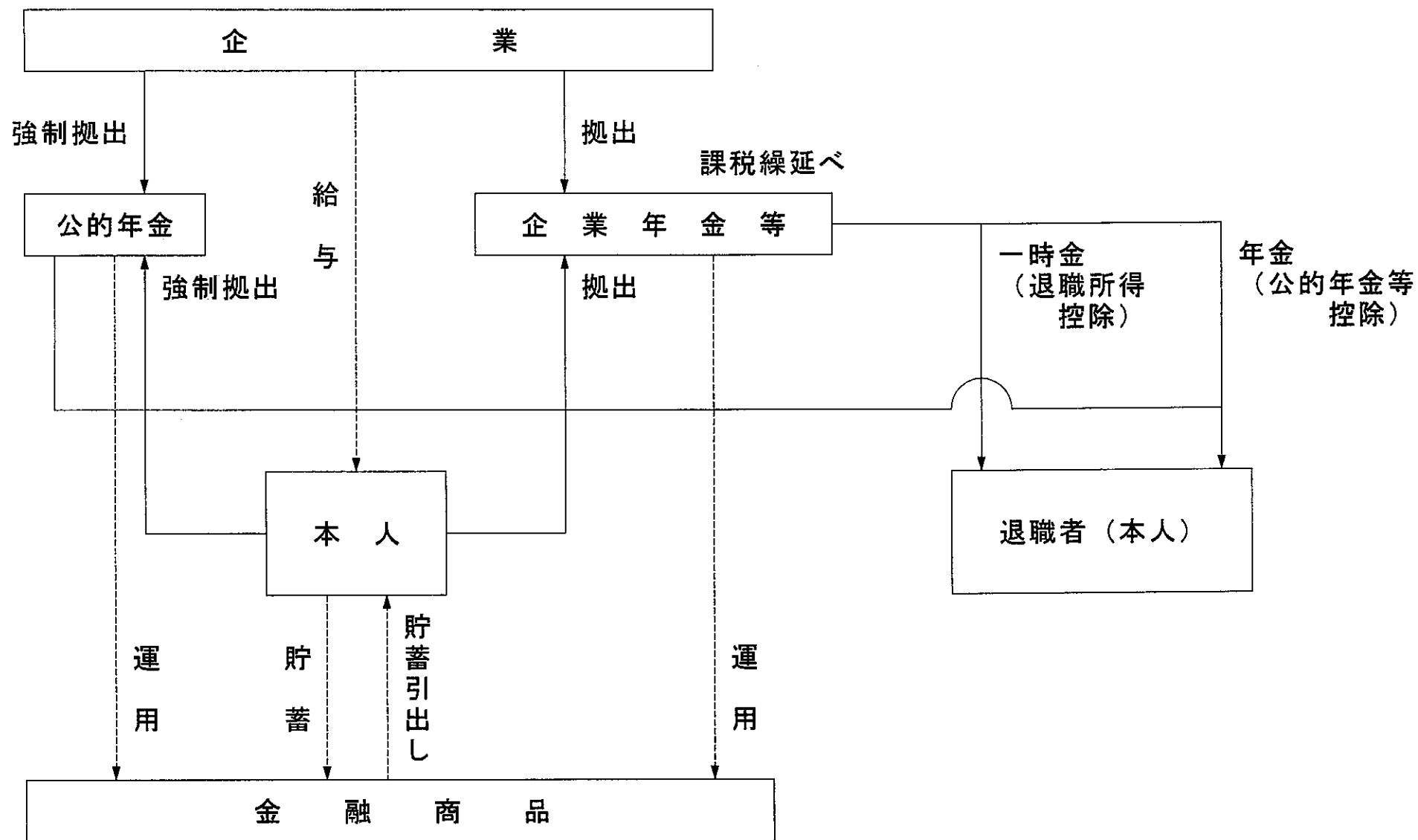
年	民間給与所得者	申告所得者
	万人	万人
昭和62年	59	157
63年	52	105
平成元年	59	109
2年	64	124
3年	69	125
4年	81	142
5年	84	148
6年	96	159
7年	89	163
8年	91	172
9年	74	179

公的年金制度等の概要（概念図）



（注）人員は、平成10年3月現在の計数による。

年金等をめぐる課税関係



年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金		国民年金基金	小規模企業共済事業	個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金			
1 掛 金						
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——	—— ——
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛 金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金						
(1) 年金課税						
① 公的年金等控 除の適用の有無	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額)
(2) 一時金課税	—— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控 除) × 1/2	退職所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額) －退職所 得控除] × 1/2	——	退職所得 (給付額－退職所得控 除) × 1/2	一時所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額) －一時所 得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	——	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注2)	——	——	——

[関連制度]

- ・ 財形貯蓄
- ・ 老人マル優
- ・ 生損保控除

等

- (注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
 2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。
 3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間は停止されている。

各種年金の掛金に係る減収額試算

区 分	雇用主掛金分	本人負担分	合 計
公 的 年 金	20,000 億円程度	17,600 億円程度	37,600 億円程度
国民年金	— 億円程度	2,900 億円程度	2,900 億円程度
厚生年金	20,000 億円程度	11,600 億円程度	31,600 億円程度
共済年金等	— 億円程度	3,100 億円程度	3,100 億円程度
企 業 年 金	8,300 億円程度	1,200 億円程度	9,500 億円程度
厚生年金基金	4,900 億円程度	1,200 億円程度	6,100 億円程度
適格退職年金	3,400 億円程度	僅 少	3,400 億円程度
個人年金保険	— 億円程度	500 億円程度	500 億円程度

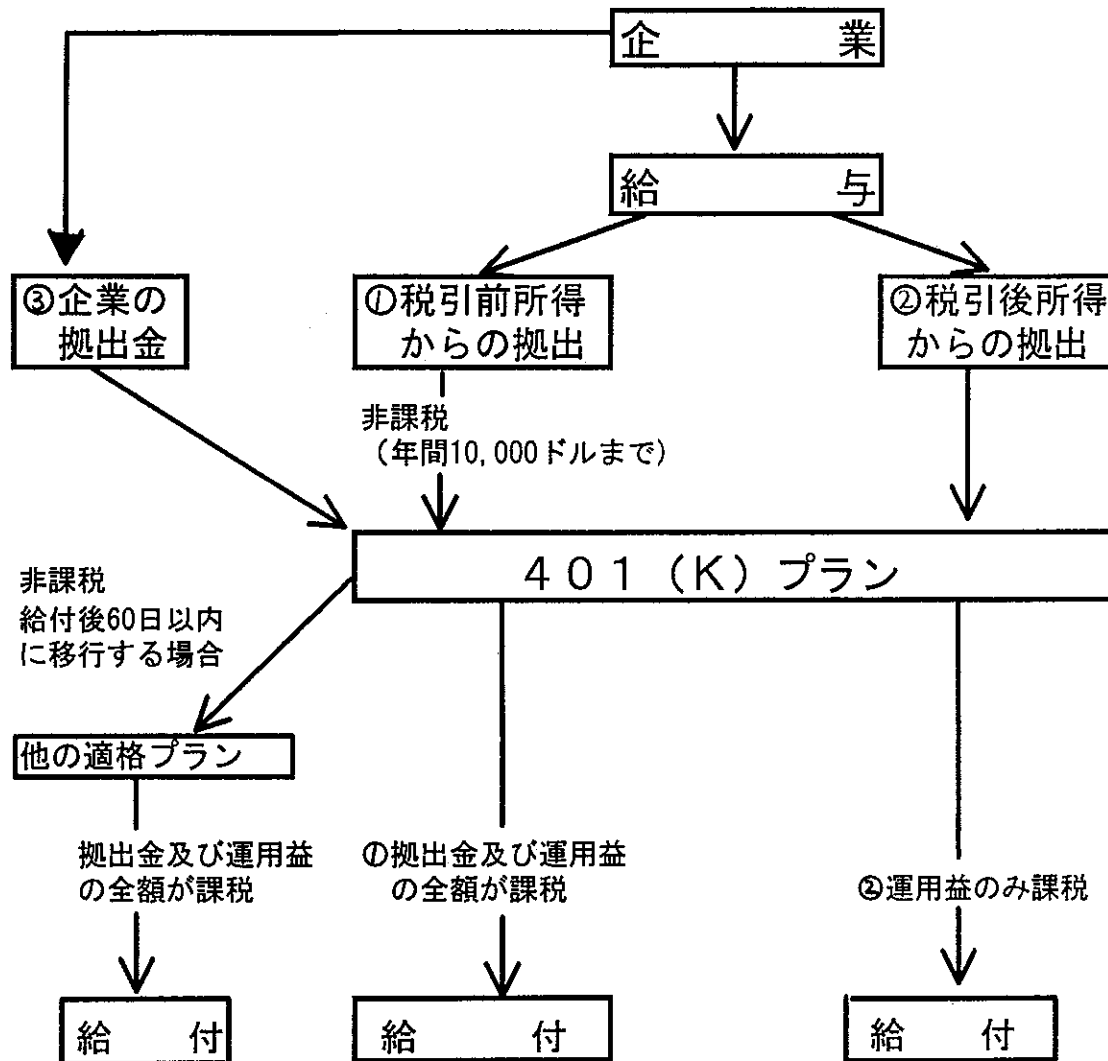
- (注) 1. 平成8年度の統計数値に基づいて推計したものである。
2. 基礎年金部分に係る減収額は、9,300億円程度である。
3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

「確定拠出型年金」について（未定稿）

	確定拠出型年金	（参考）確定給付型年金
あらし	個々の掛金と運用収益の合計額を基に給付が行われる制度	予め定められた給付額を賄うのに必要な掛金を年金数理計算により算出し、拠出する制度
拠出	掛金額は拠出者が任意に拠出した額で確定	運用実績等により掛金額が改訂される
給付	運用実績により年金給付額は変動	年金給付額は予め確定
運用主体	加入者本人が運用方法を指図	厚生年金基金、受託者（信託、生保等）
本人持分の明確性	加入者本人の持分が拠出時・運用時を通じて明確	自己の持分は不明確
相互扶助性	加入者相互間の年金数理は働かない	加入者全体としての年金数理が働く

- 年金制度・貯蓄制度との関係についてどう考えるか。
- 年金課税のあり方を考える中で「確定拠出型年金」の課税についてどう考えるか。
- 貯蓄課税の適正化との整合性についてどう考えるか。
- 経済政策（個人消費の喚起等）との整合性についてどう考えるか。

401 (K) プランの概要 (未定稿)



制度の概要		
○ 米国内国歳入法典401条(k)等の要件を満たす確定拠出型企業年金プラン。		
適格要件 (主なもの)	・ 21歳以上かつ勤続1年以上の者は誰でも加入できること。 ・ 各従業員の年間の拠出金の総計（従業員拠出金、企業拠出金等の合計）が、当該従業員の報酬の25%以下かつ3万ドル以下であること。 ・ 従業員の税引前拠出金（①）については、中途退社・退職時または59.5歳に到達するまでは給付を受けることができないこと。	
課税関係	拠出段階	・ 従業員拠出金については、年間1万ドルまで課税繰延べが認められる。（①）
	給付段階	・ 給付金から税引後拠出金（②）を除いた残りの部分については、通常の所得として課税。 ・ 中途退社、退職時等に一括給付を受けられる場合であって、他の税制適格年金プランに移行するときは、課税をさらに繰り延べることができる。

(参考) IRAの概要

1) 概要

個人が一定の条件を満たす場合に、年間2,000ドルを限度として所得控除可能な積立が認められるもの。ただし、企業年金の加入者には所得制限が付される。支給開始年齢は59.5歳以降、70.5歳以前。

2) 税務上の取り扱い

①拠出 2,000ドル又は年間稼得所得のいずれか低い金額まで拠出可能であり、その全額について所得控除可能。

②給付段階(引出し) 拠出金と運用益の全額が課税

③その他 59.5歳以前の中途解約等に、引き出し額の10%のペナルティー等が課される。

公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較

個 人 所 得 税				
	公 的 年 金		企 業 年 金	
	日 本	ア メ リ カ	日 本	ア メ リ カ
拠 出 段 階 〔被用者〕 負担分	社会保険料控除により 全額所得控除	所得控除されない	厚生年金基金 ⇒全額社会保険料控除 適格退職年金 ⇒生命保険料控除 〔実態はほとんど企業 拠出のみで被用者 負担なし〕 〔注〕雇主負担分につ いては、課税所得計算 上損金算入	所得控除されない 401(k) プランあり ⇒ 10000ドルまで 課税繰延べ 〔注〕雇主負担分につ いては、課税所得計算 上損金算入
給 付 段 階	公的年金等控除など によりほとんど非課税	所得に応じた給付金の所 得算入割合等によりほと んど非課税	公的年金等控除など によりほとんど非課税	〔給付金－本人掛金〔注〕〕 に対し、全額課税 〔日本の公的年金等 控除に相当するもの はない〕

〔注〕 本人掛金に、拠出段階で課税繰延べされた401(k) プランの掛金は含まれない。